

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	置戸町居宅介護支援事業所
所在地	099-1115 常呂郡置戸町字置戸246番地の3 電話番号：52-3309 FAX：52-3348
事業者指定番号	0175000066
管理者・連絡先	置戸町地域福祉センター高齢者福祉係長 尾崎 順 099-1115 常呂郡置戸町字置戸246番地の3 電話番号：52-3333 Fax：52-3348
サービス提供地域	置戸町全域

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	居宅介護支援事業	1名
介護支援専門員	居宅介護支援事業	2名（常勤 2名、非常勤 1名）
サービス担当職員	—	1名（常勤 1名、非常勤 0名）
事務担当職員	—	1名（常勤 1名、非常勤 0名）

3 営業時間

区分	平日	土曜日	祝祭日
営業時間	8:30~17:15	—	—

平日夜間・土曜日終日・祝祭日終日は、電話等により相談受付しています。
受付先：特別養護老人ホーム「緑清園」 電話：52-3355

(注) 年末年始(12/30~1/4)は「祝祭日」の扱いとなります。

4 利用者負担金

居宅介護支援に対しては、介護保険が適用される場合は利用者の負担はありません。ただし、保険料の滞納等があった場合には、料金をいただく場合があります。その場合、一旦1ヶ月（1回）あたり別記のと通りの料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

後日、サービス提供証明書を置戸町地域福祉センター窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

算定項目		要介護度区分	
		要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費		10,860円	14,110円
特別地域加算		1,630円	2,120円
初回加算		3,000円	
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算（Ⅰ）＜利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院等職員に対して、必要な情報提供を行なった場合＞ ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	2,500円	
	ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ）＜利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院等職員に対して、必要な情報提供を行なった場合＞ ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	2,000円	
退院・退所加算＜医療機関等の退院・退所に当たり、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画書を作成し、利用調整を行なった場合＞		カンファレンス参加無	4,500円/回
		カンファレンス参加有	6,000円/回
緊急時等居宅カンファレンス加算＜病院の求めにより、当該病院の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い居宅サービス等の利用調整を行った場合＞		2,000円	
ターミナルケアマネジメント加算＜終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、同意を得て利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合＞		4,000円	
通院時情報連携加算＜利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報の提供を得た上で居宅サービス計画書に記録を行った場合＞		500円	

5 サービスの方針等

- (1) 利用者が可能な限り居宅生活を営むことが出来るよう配慮し、心身の状況・環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。
- (2) 事業実施に当たっては、関係市町村、介護保険施設等との関係機関と密接な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、公正中立な業務に努めます。

6 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- (1) サービス事業者の選定にあたっては、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- (2) 利用者はケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることが出来ます。
- (3) 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。
- (4) 介護支援専門員は、指定居宅指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。
- (5) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。特に訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成します。
- (6) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

7 虐待の防止について

介護支援専門員（事業者）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 介護支援専門員（事業者）は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを置戸町に通報します。

8 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者（置戸町）、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、結果の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償等、速やかに対応し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9 相談窓口、苦情対応

利用者に対する指定居宅介護支援提供により苦情を受けつけた場合には、当該苦情の内容を記録し、必要時保険者（置戸町）の指導助言を受けながら、迅速かつ適切な対応を講じます。また、国民健康保険団体連合会への申し出に関しても、同様に適切な対応を講じます。

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

置戸町居宅介護支援 事業所内	電話番号	5 2 - 3 3 0 9
	fax番号	5 2 - 3 3 4 8
	相談員（管理者）	尾 崎 順
	対応時間	月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分 平日夜間・土曜日・祝祭日～「3」の営業時間と同じ

○次の公的機関において苦情申出等ができます。

置戸町の 介護保険相談窓口	所在地	常呂郡置戸町字置戸246番地の3
	電話番号	5 2 - 3 3 3 3
	fax番号	5 2 - 3 3 4 8
	対応時間	月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
北海道国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1
	fax番号	0 1 1 - 2 3 3 - 2 1 7 8
	利用時間	月～金曜日の午前9時～午後5時

○苦情処理を行なうための処理手順

- ①相談担当者による事情確認を行なう
- ②管理者を含めての検討会議（会議を行わない場合は管理者へ処理結果報告）を行なう
- ③利用者様への謝罪等、具体的な対応を行なう
- ④記録保管と再発防止に努める

10 法人の概要

名称・法人種別	置戸町
代表者名	置戸町長 深 川 正 美
所在地・電話	置戸町字置戸181番地 5 2 - 3 3 1 1